

諮 問 第 6 5 号
令和 4 年 8 月 3 1 日

川西市個人情報保護審議会
会長 丸 山 敦 裕 様

川西市長 越 田 謙 治 郎

個人情報の取扱いに関する意見について（諮問）

川西市個人情報保護条例第 1 0 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項の規定に基づき、審議会の意見を聴くことについて、別紙のとおり諮問します。

記

[内容]

子育て応援ギフトカード支援事業における個人情報の目的外利用について

[別紙]

目的外利用について

番号	事務の内容	目的外利用の目的	利用する 個人情報の内容	利用先	本人通知 の有無	所管課
81	子育て応援ギフトカード支援事業	<p>今年度の原油価格・物価高騰への対策として、子育て世帯等へギフトカードを支給する事務を予定しています。</p> <p>当該事務の実施にあたって、対象となる市民への確実な通知及び円滑な事務の遂行のため以下の対応を行います。</p> <p>基準日：令和4年9月1日現在川西市に住民登録がある児童 0～5歳（平成28年4月2日から令和4年9月1日生まれ）の児童へギフトカードを支給 市立小・中学校以外の小・中学校に在籍等する児童へギフトカードを支給</p> <p>この実施にあたり、対象者を特定する必要がありますが、本事務は法令の規定に基づく事務にはあたらないことから、対象者を特定するために必要な個人情報を目的外利用しようとするものです。</p>	<p>氏名、住所、生年月日、続柄、世帯主</p> <hr/> <p>市立小・中学校以外の小・中学校への通学記録</p>	<p>こども未来部 こども支援課</p>	<p>通知しない</p> <p>（理由） 対象者が多数であり、個別に通知することが現実的でないため。</p>	<p>市民環境部 市民課</p> <hr/> <p>教育推進部 就学・給食課</p>

子育て応援ギフトカード支援事業について

目 的

今年度の原油価格・物価高騰への対策として、市立小・中学校以外に在籍する児童へひとり1万円相当のギフトカードの支援を行い、子育ての一助とする。

対 象

対象者は、令和4年9月1日現在で川西市に住民登録のある児童で以下の条件を満たすもの

- 平成28年4月2日から令和4年9月1日生まれの児童
- 市立小・中学校以外の小・中学校等に在籍等する児童

方 法

住民基本台帳から上記の対象者のリストを抽出、または就学・給食課のデータを利用し、ギフトカードを同封した案内文書を発送。その際、スマートフォンに対応した「キャッシュレス決済」にも対応できるようにする予定。

住民基本台帳及び就学・給食課のデータの利用に当たっては、川西市個人情報保護審査会の諮問を受ける。

事業の実施は、封入・発送、コールセンターの開設など一括して委託によるものとする。

発送時期

令和4年10月中の発送を目途に事業を進める。

予算 委託料84,400千円

予算上の人数 0歳から5歳 7,000人

市立小・中学校以外に在籍等する児童 1,000人

その他

この事業の対象者で生活保護受給者については、8,000円を超える分から収入認定されるため、今後厚生労働省に対し、緩和されるよう要望を出す予定